

様式第7（第2条第1項関係）（平25総省令9・全改、平27総省令22・平30総省令38・令元総省令19・一部改正）

電気通信役務契約等状況報告 プラン別契約数等		
		年 月 日現在
サービスの種類	インターネット接続サービス	
	事業者名	
プラン	固定通信向け	移動通信向け
従量制		
定額制		
企業向け		
その他		
合計		
参考事項		

- 注1 インターネット接続サービスの契約を締結した者の数を記載すること。
- 2 従量制とは、加入電話、総合デジタル通信サービス、FTTHアクセスサービス、DSLアクセスサービス、FWAアクセスサービス、CATVアクセスサービス、携帯電話・PHSアクセスサービス、BWAアクセスサービス又は公衆無線LANアクセスサービスからの接続に対応したインターネット接続サービスであつて、従量制料金のものをいう。
- 3 定額制とは、加入電話、総合デジタル通信サービス、FTTHアクセスサービス、DSLアクセスサービス、FWAアクセスサービス、CATVアクセスサービス、携帯電話・PHSアクセスサービス、BWAアクセスサービス又は公衆無線LANアクセスサービスからの接続に対応したインターネット接続サービスであつて、定額制料金のものをいう。
- 4 企業向けとは、専用役務、IP-VPNサービス、広域イーサネットサービスその他通常個人の利用者が提供を受けることのないサービスからの接続に対応したインターネット接続サービス及びインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者が設置する電気通信設備に直接その利用者の専用に属する接続用のポートを設定して提供するインターネット接続サービスをいう。
- 5 「その他」の項は、従量制、定額制又は企業向けのいずれにも属さないインターネット接続サービスの契約数を記載すること。この場合には、「参考

事項」の項にそのサービスの概要を記載すること。

- 6 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約数は記載しないこと。
- 7 例えば一の定額制の契約により従量制のサービスの利用が可能な場合のように、一のプランを契約することにより他のプランと同等の利用が可能な場合にはその契約者数は当該一のプランのみに計上すること。
- 8 従量制及び定額制に係るF T T Hアクセスサービスからの接続に対応したインターネット接続サービスの契約数等を「参考事項」の項にF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者別に記載すること。
- 9 注5及び注8に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。